

公益財団法人長野県スポーツ協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員及び職員等の関係者が、本会が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、本会定款第3条に規定する目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、会長等、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）並びに本会諸制度に基づき登録等を行っている者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第28条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 会長等とは定款第36条に規定する会長、副会長、顧問、相談役及び参与をいう。
- (4) 委員会委員とは定款第46条に規定する専門委員会委員をいう。
- (5) 職員とは定款第47条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 本会諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「登録者等」という。）とは、スポーツ少年団登録者及び本会主催事業の運営にかかわる者並びに参加者をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員等及び登録者等は、定款第3条に規定する目的を達成するため、関係法令、定款、関係諸規程等に基づき各種事業等を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、「公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践すること。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、各種ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 4 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正操作を行ってはならない。
- 5 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- 6 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び登録者等が第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、担当理事は直ちに調査を開始し、その結果、当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、総務専門委員会の意見を聴取したうえ、定款第17条及び第33条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 会長等及び委員会委員の解任については、総務専門委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議による。
- (3) 職員の処分については、理事会の決議により別に定める。
- (4) 登録者等の処分については、総務専門委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 本会加盟団体が組織の管理運営に適性を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不相当と認められるときの処分については、本会加盟団体及び会員に関する規程に定める。

附則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 倫理規程（平成24年制定）は廃止する。